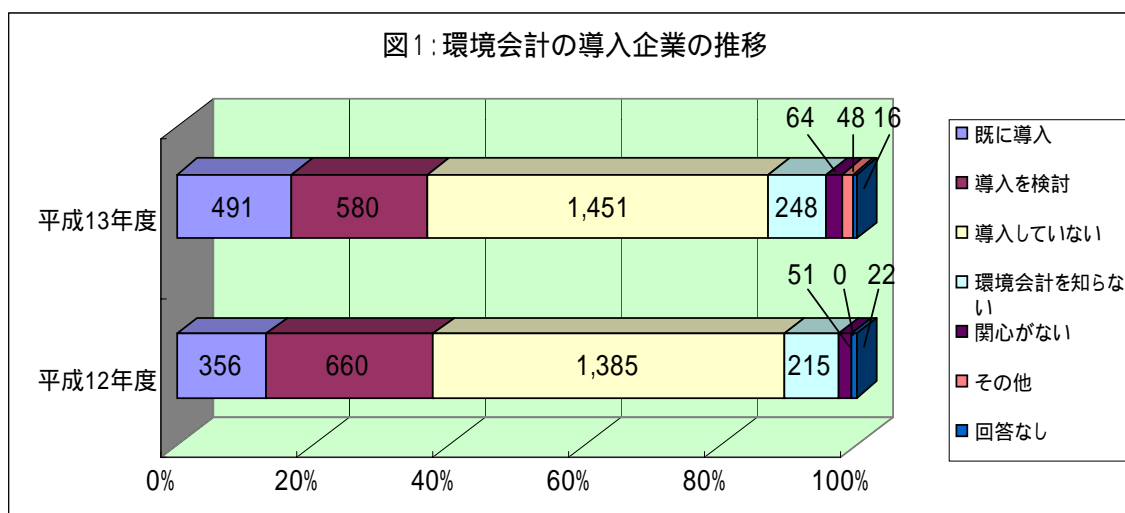


環境会計の最新動向

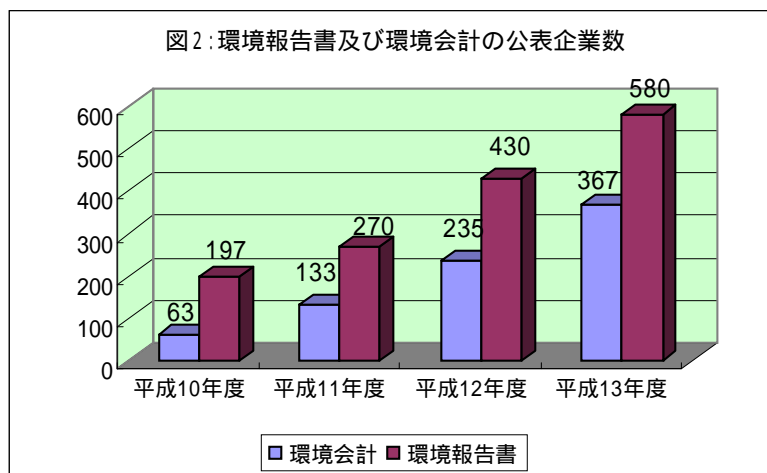
1. 我が国における環境会計の取組状況

(1) 環境会計の普及状況

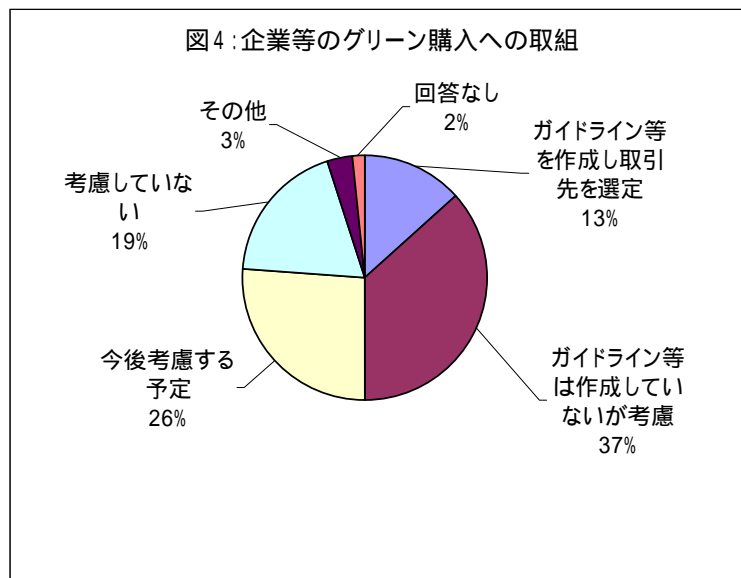
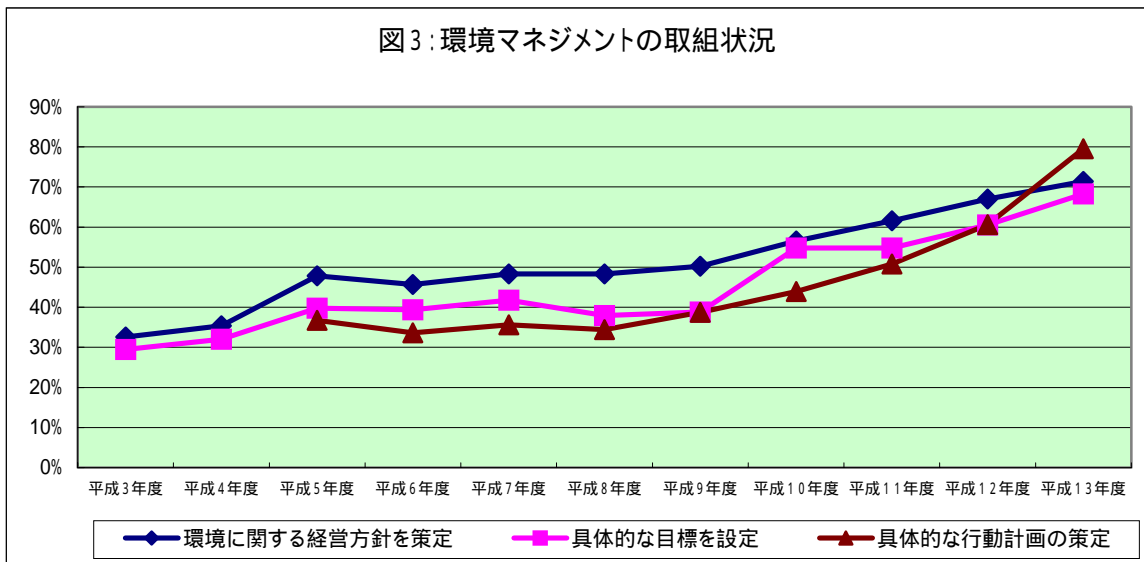
我が国における環境会計への取組は近年急速に進展しています。これは、環境省が東京、大阪及び名古屋の証券取引所1部及び2部上場企業と従業員500人以上の非上場企業を対象として毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査」の結果にも見ることができます。平成13年度の調査結果（有効回答数2,898件）によると、環境会計について、491社が「既に導入している」と回答しているほか、580社が「導入を検討している」と回答しており、約1,100社が導入済み又は導入を検討していることとなります（図1）。平成12年度の調査結果と比較すると、導入している企業数は約150社の増加となっています。



また、導入している企業数を業種別に見ると、製造業が385社となっており、全体の約78%を占めています。さらに、環境会計情報を公開している企業数は367社となっており、環境会計を導入している企業数と比較すると、約75%の企業が環境会計情報を公開していることとなります（図2）。



こうした、環境会計への取組企業が増加している背景としては、近年「循環型社会形成推進基本法」などの各種環境法制の整備が進展したこと、前述の調査において、環境に関する具体的な目標を設定している企業が回答企業数の59%に達しており、さらにそのうちの76%の企業が環境に関する目標を達成するための具体的な行動計画を作成しているという結果がみられるように、社会的な環境への関心の高まりに応じて環境経営が企業の間徐々に普及定着してきていること(図3) いわゆるグリーン購入法(「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」)が制定された国等の行政機関に限らず、民間企業においても、前述の調査ではおよそ50%の企業が原材料等の選定にあたって環境配慮をしていると回答するなどグリーン調達が進透してきていること(図4) 従来からの株式投資の尺度である企業の収益力、成長性の判断に加え、企業が本来持つ社会的責任の一つである環境問題に対する配慮・取組状況等を考慮して投資を行う環境配慮型投資信託であるエコファンドなどのように環境保全への取組を企業評価として活用する事例が出てきたこと、環境会計ガイドラインが策定されたことなどがあげられます。



(2) 政府等における環境会計への取組

政府等における環境会計に関する施策としては、環境省の総合的な環境会計ガイドライン、環境会計ガイドブックのほか、(社)産業環境管理協会による環境管理会計を対象とした調査研究である「環境ビジネス発展促進等調査研究(環境会計)」や、環境会計にこれから取り組む企業のためのマニュアルを提供する(社)食品需給研究センターによる食品製造業のための環境会計マニュアル、(財)食品産業センターによる食品流通業のための環境会計マニュアルなどがあげられます。

(社)産業環境管理協会の「環境ビジネス発展促進等調査研究(環境会計)」は、経済産業省の委託業務であり、環境会計の内部機能にあたる環境管理会計に焦点をあてた研究を行っています。具体的には、採算性の確保という企業本来の目的に配慮しながら環境目標をも達成するように、環境設備投資プロジェクトの採否を決定する手法を考案することを目的とした、「環境配慮型設備投資決定手法」の調査、コストを抑えつつ環境保全活動の効果的な展開をサポートする具体的な支援ツールを提案することを目的とした、「環境配慮型原価管理システム」の調査、マテリアルフローコスト会計が環境マネジメントツールとして具体的に企業で有効に機能するのか検証することを目的とした、「マテリアルフローコスト会計」の調査、「ライフサイクルコストリング」の調査、企業における業績評価システムを環境配慮型に転換するための実践及び手法についての「環境配慮型業績評価システム」の調査が調査研究の内容となっており、経済産業省よりワークブックとして公表される予定です。

このほか、(財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センターにおいても、「企業と環境プロジェクト」の中で、「環境マネジメント手法を企業経営システムに統合する方法の研究」として環境会計に関する調査研究が進められています。

また、日本公認会計士協会では、環境会計専門部会において、国内及び海外の環境会計の動向について調査研究を行っており、環境会計の概念フレームワークに関する報告や財務会計の枠組み内での環境会計に関する報告がなされています。

(3) 業界団体等における取組

こうした政府等による環境会計への取組支援のほか、各種の業界団体においても自主的に環境会計ガイドラインを作成するなどの動きがあります。こうした動きの多くは、環境省の環境会計ガイドラインがそのままでは適用しにくいような業態において、基本は環境省の環境会計ガイドラインに沿いながらも、各々の業態に応じたガイドラインを策定する例が多くあります。こうした業界独自のガイドラインとしては、例えば、ガス業界における(社)日本ガス協会による「都市ガス事業における環境会計導入の手引き(2000年度版)」、機械工業界における(社)日本機械工業連合会による「機械工業における環境会計ガイドライン」、ゴム業界における日本ゴム工業会による「日本ゴム工業会における環境会計のガイドライン」、石油業界における(財)石油産業活性化センターによる「石油産業への環境会計導入に関する調査報告書」など、各業界団体において業界の特性に応じたガイドラインが作成されています。今後も各

企業の環境会計への取組を支援するものとして、業界の特性に応じたガイドライン等を積極的に作成し、環境会計への取組の自主的な促進が進展していくことが期待されています。

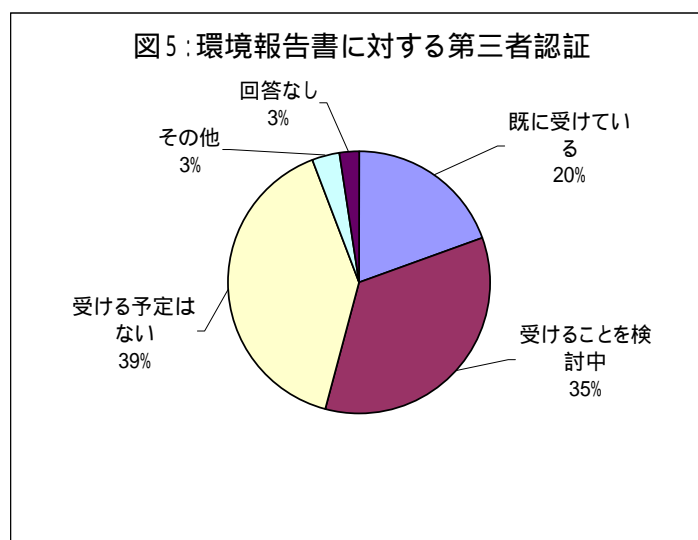
(4) 地方公共団体における取組

また、企業だけでなく、地方公共団体においても環境会計への取組が進んでいます。地方公共団体の場合、水道局や下水道局、企業庁などの公営事業部門における取組が東京都（水道局、下水道局）、京都府（企業局）、神奈川県（企業庁）、横浜市（水道局）、仙台市（水道局）等広く行われていますが、横須賀市や岩手県のように、政策部門も含めた地方公共団体全体にかかる環境会計に取り組むところも出てきています。

(5) 第三者認証への動き

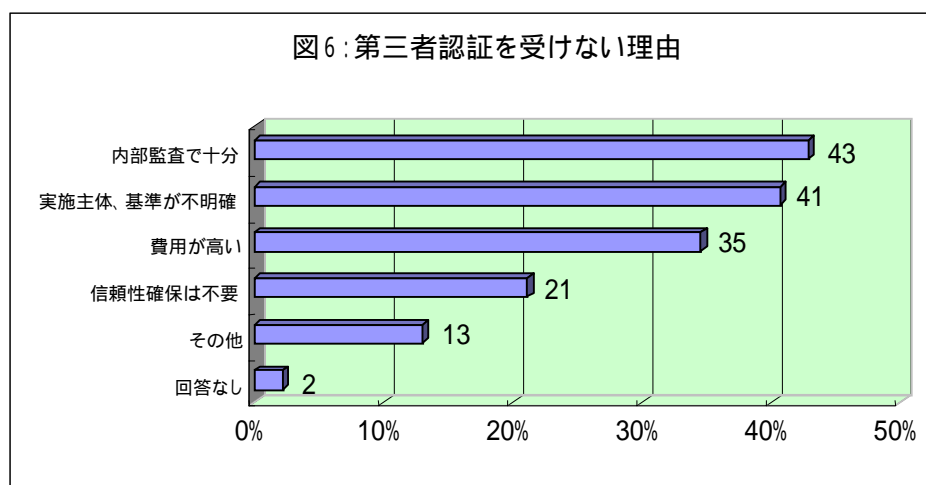
近年、環境報告書に「第三者審査報告書」や「第三者意見書」などを掲載する事例が増えており、環境会計も環境報告書に記載されている場合は、その対象になっています。

環境報告書全体を対象とする第三者認証については、前述の「環境にやさしい企業行動調査」において、20%の企業が既に第三者機関等による検証や監査（以下、第三者認証とする）を受けていると回答しており、今後受けることを検討している企業も35%ありました。両者をあわせるとおよそ55%の企業が第三者認証に関心を持っていることとなります（図5）。こうした動きが見られる中、日本公認会計士協会では、経営研究調査会環境監査専門部会において、環境報告書に係る保証業務について調査研究を行っており、「『環境報告書保証業務指針（試案）』（中間報告）」が平成13年7月に公表されています。



しかしながら、前述の調査によると第三者認証を受ける予定がないとした企業も39%あり、さらにそのうちの41%は第三者認証が信頼性確保に十分役立たないこと

を理由としてあげているなど、第三者認証については未だ賛否が別れるところとなっています（図6）。



2．海外の動向

海外における環境会計への取組状況については、国連持続可能開発部（UNSD：United Nations Division for Sustainable Development）における取組とアジア太平洋環境管理会計ネットワーク（EMAN-AP：Environmental Management Accounting Network-Asia Pacific）における取組があります。

（1）国連持続可能開発部における研究プロジェクト

国連持続可能開発部では、1999年より「環境管理会計の促進に関する政府の役割の改善」に関する調査研究プロジェクトが進められています。このプロジェクトは、持続可能開発委員会（CSD：Commission on Sustainable Development）の行動領域のひとつである、企業の意思決定に影響を与える要因の研究に関連するものとして企画され、企業の環境管理会計を促進するための政府の役割について研究するために運営されてきたものであり、世界各国の政府関係者の参加のほか、国際機関やシンクタンク、民間企業等からの参加や学識者の参加があります。

本プロジェクトは、これまでに5回の会合が行われてきました。

第1回会合は、1999年8月にアメリカのワシントンにて開催され、会合の報告書では、「環境管理会計は企業のための内部管理支援プロセスではあるが、環境影響を低減させたり、企業の環境パフォーマンスを改善するほど明確に設計されてはいない。しかし、環境管理会計実務の採用は、公害防止や廃棄物削減が企業にベネフィットをもたらすことを経営者に気づかせるであろう。このような内部的なベネフィットの実現は、一般に、社会全体のベネフィットをもたらすであろう。」と指摘しており、環境管理会計の内部機能に関する役割が示されています。

第2回会合は2000年5月にオーストリアのウィーンで開催され、プロジェクトの研究テーマとして、環境管理会計の原理と手続きの定義に関する研究、環境管理会計

と関連分野との関連性に関する研究、環境管理会計を促進するための施策に関する研究の3つの具体的なテーマが決定されました。

これらの研究テーマに関する報告書案が、2000年11月にドイツのボンで開催された第3回会合において報告・検討されています。そして、これらの報告書については、最終的に「環境管理会計 - 手続きと原則 - (Environmental Management Accounting Procedures and Principles)」、**「環境管理会計 - 政策とリンク - (Environmental Management Accounting Policies and Linkages)」**という2つの報告書にまとめられており、国連のホームページからダウンロードが可能となっています。(<http://www.un.org/esa/sustdev/estema1.htm>)

第4回、第5回会合では、本プロジェクトの今後の運営や研究テーマに関する議論が行われています。

第4回会合は、2001年6月に環境省の協力のもと、東京で開催されており、環境省より日本の取組として、日本の環境会計の内部機能のみならず外部機能にも言及したバランスの取れたものである点、取組企業数及び環境会計情報の開示企業数の飛躍的増加についてプレゼンテーションを行い、わが国の取組が非常に進んでいることなどについて参加者より高い評価がなされました。また、東京で会合が開催されたことには、本プロジェクトの会合がはじめてアジア地区で開催された点に大きな意義があります。このほか、会合では、EMAN-APの設立に関するプレゼンテーションが行われ、また、今後の研究テーマとして、「環境会計と金融分析とのリンク」、「環境投資の評価」に関するワークブックを作成することが決定されました。

2002年2月にイギリスのブリストルにおいて開催された第5回会合では、これらのワークブックの作成状況の報告や本プロジェクトにおける今後の研究テーマなどについて議論が行われまれました。また、世界各国の環境会計に関する情報を共有するためのツールとして、アメリカの環境保護庁 (Environmental Protection Agency : EPA) が設置した EMARIC (Environmental Management Accounting Research & Information Center) において運営されるウェブページが紹介されています。(<http://www.EMAwebsite.org/>)

本プロジェクトは引き続き開催されて行くこととなっており、日本政府としては環境省が本プロジェクトに積極的に関与していく予定です。

(2) アジア太平洋環境管理会計ネットワーク

アジア太平洋環境管理会計ネットワークとは、日本をはじめとする環アジア太平洋の14カ国・地域 (日本、韓国、フィリピン、中国、インドネシア、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、香港、ベトナム、インド、オーストラリア、ニュージーランド) の環境会計の研究者や実務者等から構成されるネットワークです。環境管理会計の開発と普及に向けてアジア太平洋地域における研究者及び実務家のネットワークを構築することにより、企業等による環境管理会計という手法を導入・活用することを促進し、アジア太平洋地域の持続可能な開発の推進に寄与することを目的として、

平成 13 年 9 月に設立され、神戸市において、創設セッションが行われました。EMAN-AP では、環境管理会計、環境パフォーマンス指標、環境報告と開示、環境ファイナンスというテーマにおける互いの研究成果に関する情報交換を基本的な活動としており、ワークショップやセミナーの開催、共同研究、ニュースレターの発行などの活動に取り組んでいます。また、同様の地域組織がヨーロッパにおいても設立されており(EMAN-EU: Environmental Management Accounting Network-Europe) 緊密な連携を取りつつ運営されています。なお、EMAN-AP の運営にあたっては、(財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センターが、コーディネーティングオフィスとなっています。(<http://www.eman-ap.net/>)

3 . 今後の方向性

環境会計に関する今後の取組の方向性としては、序章 環境会計ガイドラインの改訂にあたっての(5)今後の課題にあげているような理論的な課題に対する検討を進めていくほか、環境会計という枠組み全体を捉え、その普及促進のための課題について検討を進めていく必要があります。

具体的には、平成 14 年 3 月 29 日閣議決定された「規制改革推進 3 か年計画(改定)」において、情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進について「環境報告書及び環境会計について、普及促進の方策、比較可能性の確保及び信頼性の確保のための検討等を行う。」とされており、今後は、環境会計だけでなく環境報告書も含めて比較可能性確保の方策や第三者認証制度も含めた信頼性確保の方策についての検討を進めていくとともに、環境会計や環境報告書に取り組む企業が社会から適正な評価が得られるような方策など普及促進のための新たな枠組みについて検討を進めていく必要があります。

また、海外との関係では、引き続き国連持続可能開発部の環境会計プロジェクトへの関与や EMAN-AP の活動支援などを通じて、世界各国との環境会計に関する情報の共有を進め、世界各国における環境会計の普及促進を進めていくことが重要です。

用語解説

この用語解説は、環境会計ガイドライン 2002 年版に沿って環境会計に取り組む際に参考となる用語について、解説を付したものです。

(注) 本用語解説は、アルファベット順、50 音順で掲載しています。

【アルファベット】

C D M

クリーン開発メカニズム参照。

J I

共同実施参照。

P R T R

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し、政府に届け出るとともに、政府が届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度(Pollutant Release and Transfer Register)。(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

【あ行】

アカウントビリティ

アカウントビリティ(accountability)とは、アカウントイング(会計)とレスポンシビリティ(責任)とを組合せた用語で、説明責任と訳されることが多いが、単なる情報発信者の責任ではない。企業や行政機関などが自己の行動や判断を第三者に説明すること、または説明するための能力や枠組み(説明を要求することを含む)をいう。企業の場合は経営者が投資家、債権者、消費者、取引先等の利害関係者に対して、事業活動内容、方針、結果などを説明する仕組みを意味する。より広くは、利害関係者が存在する社会のあらゆる活動において必要な説明が果たされるべきという意味で用いられている。

按分集計

複合コストから環境保全コストを抽出する方法であり、差額集計できない環境保全コストについて、支出目的による合理的な按分基準を定めたり、簡便な按分比率を定めて按分し集計する方法をいう。

【か行】

外部機能

外部機能とは、企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、消費者や投資家、地域住民等の外部の利害関係者の意思決定に影響を与える機能をいう。

外部経済・外部不経済

経済活動の中には市場の取引を経由せずに(市場価格に反映されずに)ある主体の活動が直接外部の主体に対しプラスあるいはマイナスの経済的な影響を与える場合がある。そのような効果を外部性または外部効果と呼ぶ。プラスのものを外部経済、マイナスのものを外部不経済と呼ぶ。

貨幣換算

貨幣以外の測定単位で評価される価値を貨幣単位に置き換える(換算する)ことであり、環境会計では、環境保全効果という物量単位の価値を貨幣単位に換算して経済的に評価し直すことをいう。

環境会計

環境会計は、企業や組織(企業等)の環境保全への取組を定量的に評価するための枠組みの1つである。

本ガイドラインが取り扱う環境会計は、企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し伝達する仕組みである。

環境会計ガイドブック

環境省の主催する「環境会計に関する企業実務研究会」(企業等の実務者により構成)における議論を中心に、環境会計情報の開示状況を紹介するとともに、環境会計の内部機能により焦点を当てた様々な考え方、調査研究事例を収録したもの。

環境会計ガイドブックは、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide02/index.html>)より入手できる。

環境経営

企業の経営戦略の中で、環境への対応を具体化する等、環境保全への取組を明確に位置づけ、経営者の意思決定に反映させると同時に環境に配慮した行動をとっていく企業の対応をいう。

環境効率

環境負荷量 1 単位当たりの事業活動量をいう。技術の向上や経済効率性の向上を通じた環境負荷の低減を目指すための指標として用いる。

環境損傷対応コスト

環境保全コストの 1 分類。企業等の事業活動が環境に与える損傷に対応して生じたコストであり、発生した環境負荷の影響の除去等の対策にかかる費用、環境保全に関する損害賠償等のための費用、環境の損傷に対応する保険料等をいう。

環境パフォーマンス指標

環境パフォーマンスは、事業者の環境保全に向けた取組をいう。

環境パフォーマンス指標とは、環境パフォーマンスを測定するための指標をいう。

環境パフォーマンス評価

環境パフォーマンス評価とは、企業等が事業活動についての環境配慮を進めていくに当たって、自らが発生させている環境への負荷やそれに係る対策の成果(環境パフォーマンス)を的確に把握し、評価していくことをいう。

環境ビジネス

環境保全に資する製品の製造やサービスの提供等を目的とした事業活動をいう。従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者などに加えて、砂漠緑化事業や環境調査・コンサルティング・サービス、地球の負荷の少ないエコロジーグッズを専門に扱う店等、新しいビジネスが生まれている。

環境負荷

人の活動が環境に与える負荷のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、事業活動その他の人の活動に伴って環境に加えらるる影響であって、環境の良好な状態を維持する上での支障の原因となるおそれのあるものとしている。

環境負荷コスト

環境保護のための廃棄物処理費や設備費、技術開発費等の環境保全コストに対して、製品にならない産業廃棄物そのものの材料費・加工費(産業廃棄物原価)や、社内の製造段階で消費されるエネルギー・溶剤・用水の購入費を環境負荷コストという。

環境負荷集約度

事業活動量 1 単位当たりの環境負荷量をいう。

環境効率とともに、環境負荷量の大きさから事業活動量の影響を除去するための指標として用いる。

環境負荷物質

環境負荷物質とは、事業活動等において使用され環境負荷の原因となる物質をいう。各種の法規制、基準等の対象となる物質や届出義務を有する物質(PRTR 対象物質等)がある。

環境物品等

環境負荷の低減に資する財・サービスのこと。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」では、1.再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品、2.環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品、3.環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務、とされている。

環境報告書

企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況(環境マネジメントシステム・環境会計・法規制遵守・環境適合設計その他)及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するもの。

環境報告書ガイドライン(2000 年度版)

事業者が環境報告書を作成する際、又は、利害関係者が環境報告書を読み解く際に参考となる手引きとなることを目指して、平成 13 年 2 月に環境省が策定した。

環境報告書ガイドライン(2000 年度版)は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/policy/report/h12-02/index.html>)より入手できる。

環境保全

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組をいう。

環境保全効果

環境会計の構成要素の 1 つ。環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果とし、物量単位で測定する。

環境保全コスト

環境会計の構成要素の1つ。環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額とし、貨幣単位で測定する。

環境保全対策に伴う経済効果

環境会計の構成要素の1つ。環境保全対策を進めた結果、企業等の利益に貢献した効果とし、貨幣単位で測定する。

本ガイドラインでは、環境保全対策に伴う経済効果は、その根拠の確実さの程度によって、実質的效果と推定的効果とに分けることとし、実質的效果は、確実な根拠に基づいて算定される経済効果を、推定的効果は、仮定的な計算に基づく経済効果をさす。

管理活動コスト

環境保全コストの1分類。企業等の環境保全のための管理活動であって、事業活動に伴い発生する環境負荷の抑制に対して間接的に貢献する取組のためのコストや、環境情報の開示等、企業等が社会とのコミュニケーションを図る取組のためのコストをいう。

基準期間

環境会計上の基準期間とは環境保全効果や環境保全対策に伴う経済効果を算定するにあたって基準とする期間をいう。本ガイドラインにおいて基準期間は、原則として前期としている。

共同実施(JI:Joint Implementation)

京都メカニズムの1つ。温室効果ガス排出削減等につながる事業を、削減目標を有する先進国間で実施するもの。その事業が実施されたホスト国で生じる削減量の全部又は一部に相当する量の排出枠を、その事業に投資した国がホスト国から獲得し、その事業に投資した国の削減目標の達成に利用することができる仕組み。

京都メカニズム

京都議定書において、国際的に協調して数値目標を達成するために導入された仕組みであり、排出量取引(Emissions Trading)、共同実施(JI:Joint Implementation)、クリーン開発メカニズム(CDM:Clean Development Mechanism)のこと。柔軟性措置ともいう。

クリーナープロダクション

大気汚染物質や水質汚濁物質等を排出口において削減する技術がエンド・オブ・パイプ技術と呼ばれているのに対し、原料の採取から製品の廃棄、再利用にいたるすべての過程で環境負荷を削

減しようとする技術をいう。多くの場合、生産技術と一体的に行われている。

クリーン開発メカニズム

(CDM:Clean Development Mechanism)

京都メカニズムの1つ。開発途上国において実施された温室効果ガスの排出削減等につながる事業により生じる削減量の全部又は一部に相当する量を排出枠として獲得し、その事業に投資した国の削減目標の達成に利用することができる仕組み。その事業が実施された途上国にとっても自国に対する技術移転と投資の機会が増し、その持続可能な発展に資する。

グリーン購入

市場に供給される財・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。グリーン購入は国等の義務、地方自治体の努力義務であり、また民間企業においても一般的責務とされている(国等による環境物品等の調達推進に関する法律)。

研究開発コスト

環境保全コストの1分類。企業等の研究開発活動のためのコストのうち、環境保全に関するコストであり、環境保全に資する製品等の研究開発コストや製造段階等における環境負荷の抑制のための研究開発コストのためのコストをいう。

原単位

環境会計上の原単位は、事業活動量1単位あたりの環境負荷をいう。事業活動量1単位あたりの資源投入量と、事業活動量1単位あたりの環境負荷物質の排出量とがある。

公害

事業活動などの人の活動に伴って生じる相当の範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。(環境基本法)

公害防止コスト

事業エリア内コストの内訳の1つ。公害防止のために実施した、生産設備の環境負荷を低減する取組や生産設備の末端に付加した施設・設備(エンド・オブ・パイプ)に要したコストをいう。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠(こうきょ) かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。(水質汚濁防止法)

【さ行】
サーマル・リサイクル
熱回収参照。

再使用

1 .循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）
2 .循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。（循環型社会形成推進基本法）

再生利用

循環資源の全部又は一部を原材料として利用すること。（循環型社会形成推進基本法）

差額集計

複合コストから環境保全コスト以外のコストを控除することで、環境保全コストを集計する方法をいう。按分集計に優先して適用される。

事業エリア内コスト

企業等の主たる事業活動により事業エリア内で生じる環境負荷を低減する取組のためのコストをいう。事業エリアとは、企業等が直接的に環境への影響を管理できる領域をいう。事業エリア内コストは、環境保全の分野との関係で公害防止コスト、地球環境保全コスト、資源循環コストの3つに分類される。

事業活動量

企業活動を定量的に捉える概念で、企業全体の活動量から、セグメント別や個別の財・サービス単位など、それぞれについて売上高、販売金額・数量、生産金額・数量等がある。

事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000 年度版 -

環境パフォーマンス指標の望ましいあり方や共通の枠組みを示すとともに、環境保全上重要で、かつ、実際に事業者を活用し得ると考えられる指標の提示を目的に、環境省が平成 13 年 2 月に策定したガイドライン。

事業者のパフォーマンス指標 - 2000 年度版 - は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/policy/report/h12-01/index.html>)より入手できる。

資源循環コスト

事業エリア内コストの内訳の 1 つ。資源の効率的利用や廃棄物のリサイクル、廃棄物の処理・処分など持続可能な資源循環の取組のために要するコストをいう。

実質的効果

環境保全対策に伴う経済効果のうち、確実な根

拠に基づいて算定される効果をいう。

実質的効果には収益と費用節減がある。収益は実施した環境保全活動の結果、当期において実現した財務会計上の収益をいい、費用節減は実施した環境保全活動の結果、確実な根拠に基づき、当期において発生しないことが認められた費用をいう。

私的コスト

企業等における私的コストは、その事業活動において、企業内部で負担しているコストをいう。環境会計においては環境保全のために企業が実際に支出するコストをいう。

社会活動コスト

環境保全コストの 1 分類。企業等の（主たる）事業活動に直接的には関係のない環境保全に係る社会活動への取組のためのコストであり、事業所やその周辺を除く自然保護や緑化等の環境改善、環境保全団体等への寄付や支援、地域住民への情報提供等の社会的取組のためのコストをいう。

社会的コスト

私的コストと異なり、企業等の事業活動の結果、第三者としての社会が負担しているコストをいう。

企業等が環境負荷を発生させることによって、第三者に何らかの負担、すなわち健康被害、農産物や漁業への被害などのいわゆる社会的コストが発生することになる。

収益

企業等が提供した財・サービスの対価としての受取分（狭義の収益）及び企業等の利益を助成する目的で財・サービスを提供された分（利得）を貨幣単位で表現したもの。

循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、循環資源となった場合には適正な循環的利用が促進され、循環的利用が行われない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。（循環型社会形成推進基本法）

循環的な利用

循環的な利用とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。（循環型社会形成推進基本法）

再使用、再生利用、熱回収参照。

上・下流コスト

環境保全コストの 1 分類。主たる事業活動に伴って事業エリアの上流域（事業エリアに財・サー

ビスを投入する前の領域)で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト、及び企業等が生産・販売した製品、容器包装等の使用消費・廃棄等に伴い、事業エリアの下流域(事業エリアから財・サービスを産出・排出した後の領域)で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト並びにこれに関連したコストをいう。

償却資産

時の経過又は使用に伴って部分的に減価し、減価償却の手续を通じて漸次費用化されていく性質の資産で、例えば機械等の有形固定資産やソフトウェアなどの無形固定資産をいう。

推定的効果

環境保全対策に伴う経済効果のうち、仮定的な計算に基づく効果をいう。

推定的効果は、経営管理の上で重要な情報であり、主に内部利用が想定される集計項目である。実質的效果に比べて蓋然性が低いか不明であり、推定的要素が含まれる。

ステイクホルダー

利害関係者参照。

説明責任

アカウンタビリティ参照。

測定

認識された環境保全コスト、環境保全効果、環境保全対策に伴う経済効果の金額または物量を決定することをいう。

【た行】

対象期間

環境会計の対象とする期間をいう。本ガイドラインにおいて対象期間は、原則として環境報告書と同一としている。基本的には、企業等の財務会計情報と環境保全活動及び環境会計情報とが整合するように当該企業等の事業年度と一致させるべきである。

地球環境保全コスト

事業エリア内コストの内訳の1つ。人の活動により地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境保全コストのことで、地球温暖化防止、オゾン層保護、その他の地球環境保全のためのコストをいう。

伝達

本ガイドラインでは、環境会計情報を経営者に報告することや、外部の利害関係者に公表することの双方をいう。

投資額

環境保全コストの内容の1つ。対象期間における環境保全を目的とした支出額で、その効果が数期にわたって持続し、その期間に費用化されていくもの(財務会計における償却資産の当期取得額)をいう。

【な行】

内部機能

企業等の環境情報システムの一環として、環境保全コストの管理や、環境保全対策のコスト対効果の分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効果的かつ効果的な環境保全への取組を促す機能をいう。

認識

特定の環境保全コスト、環境保全効果、環境保全対策に伴う経済効果がどの期間に帰属するかを決定することをいう。

熱回収

廃棄物を焼却して熱エネルギーを獲得すること。例えば、廃棄物の焼却によって生じる実熱を冷暖房や温水などの熱源として利用すること。循環型社会形成推進基本法における廃棄物リサイクル対策の優先順位では、発生抑制、再使用、再生利用に続く4番目に位置づけられている。

【は行】

バイオマス

一定空間に存在する有機物の物質的な量として、生物体量や生物量と訳される。最近では、生物起源の物質からなる食料、資材、あるいは燃料の意味で用いられている。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も進められている。

廃棄物等

1. 廃棄物、2. 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)(循環型社会形成推進基本法)

費用

財務会計上、企業等の収益の獲得に貢献する財・サービスの費消された分(狭義の費用)及び収益の獲得に全く貢献しない財・サービスの費消された分(損失)を貨幣単位で表現したものをいう。

費用額

環境保全コストの内容の1つ。費用額とは、環境保全を目的とした財・サービスの費消によって発生する財務会計上の費用又は損失をいう。費用額には、企業等の費用のうち、環境保全を目的とした発生額を計上する。

費用節減

実質的効果参照。

複合コスト

複合コストとは、環境保全コストとそれ以外のコストとが結合した投資額及び費用額をいう。

【ま行】

マテリアル・リサイクル

循環型社会形成推進基本法における再生利用(循環資源の全部または一部を原材料として利用すること)をいう。その他の循環的な利用には、再使用、熱回収がある。

【や行】

有害な廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害の生じるおそれのある性状を有するもの)をいう。

【ら行】

利害関係者

企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的または間接的に利害関係がある組織や人物をいう。企業の利害関係者としては、消費者、取引先、投資家、地域住民、従業員、行政組織等の関係者をいう。